

◇ 東京都における取組について

適正利用を推進するためには、まず健常者のモラルやマナーの向上を図り、障害者等用駐車区画を必要としている人がいること、必要のない方は使用しないことを周知し理解を深めてもらうことが重要です。あわせて、必要としている方が利用しやすい環境をつくっていく必要があります。

そのため、東京都においては、以下の取組を行っていきます。

取組その1 ポスター、リーフレットによる普及啓発

障害者等用駐車区画を必要としている人がいること、必要のない方は使用しないことを周知し理解を深め、モラルやマナーの向上を図るため、ポスター・リーフレットを作成し、都内の駐車施設等で掲示・配布してもらうよう働きかけていきます。

《ポスター》



《リーフレット》



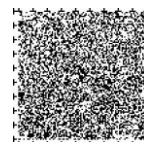
取組その2 公共施設における適正利用に向けた取組

本ガイドラインで紹介した取組について、東京都が設置している施設の駐車場において率先的に取り組むとともに、区市町村に対しても同様に働きかけていきます。

《東京都庁での取組》



《八王子市役所での取組》



取組その3

障害者等用駐車区画を利用する際にシンボルマーク等を掲示する方法を周知

- 障害者等用駐車区画の利用に当たり、車いす使用者以外の歩行に配慮が必要な方の中には、外見からは分かりにくいなど、健常者であると周囲から誤解を受ける場合もあります。
- そこで、利用する方が、自分が障害者等用駐車区画を必要としていることを外見から分かりやすくするために、区画を利用する際にシンボルマーク等を車外から見える位置に掲示する方法について、利用者や施設管理者に周知していきます。
- この取組により、駐車施設を利用する様々な方に、障害者等用駐車区画の理解を深めてもらい、適正利用に役立てていきます。
(施設管理者においては、これらのマークが掲示されている際には、その示す内容をご理解いただき、施設管理にも役立ててください。)

【掲示の具体的方法】

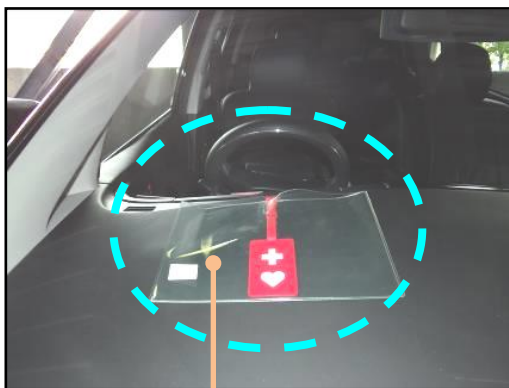
当該区画の利用者が、利用対象者であることを示すシンボルマーク等を、ダッシュボード上に掲示、または車内ミラーに吊り下げる。

このほかに、すでに行われている方法として、標識等を車体に貼り付ける方法もあります。

マーク等の掲示方法（標準的な方式）

掲示位置

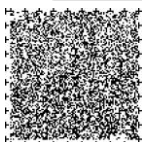
《ダッシュボード上に掲示》



《車内ミラーに吊り下げ》



市販のケースなどに入れて目立つように掲示



◆ 掲示するシンボルマーク等の例について

掲示するシンボルマーク等は、すでに様々な種類のものが普及しているため、対象者が手持ちのものを活用してもらいます。(ただし、施設管理者が、独自に許可証や利用証を発行している場合は除きます。)

また、障害者等用駐車区画の利用に当たっては、これらのマーク等を持っていけばすべて利用の対象となるものではなく、歩行に配慮が必要な方であることに留意が必要です。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を示すマークです。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付せられている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

ハート・プラスマーク



内部障害・内臓疾患を示すマークです。

マタニティマーク



妊産婦を示すマークです。

